

第30回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成26年2月25日（火）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成26年2月25日 14時00分から16時30分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉 4番 新垣 直也
- 5番 新垣 勉 6番 新垣 勇
- 7番 安里 健一 8番 比嘉 盛安
- 10番 與那嶺正敏 11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

- 9番 外間 博則

6. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 案件

議案第119号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第121号 非農地証明について

報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

事務局長 津覇 盛之

係長 新垣 忍

主事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

定刻ですので、これより第30回農業委員会会議（総会）を開会します。
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので、本日25日の1日限りに決定します。
議事録署名人の指名ですが、7番さんと8番さんになっておりますので、よろしくお願
いします。
案件について、議案第119号、120号、121号まで、一括して事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは1ページをごらんになってください。

（議案第119号を議案書をもとに朗読）

議案第119号について補足説明をいたします。

1番から3番は、借受人が申請地を資材置場として利用するために、貸付人より申請地を賃貸借し、転用するものであります。

申請地の周辺は、住宅や公共施設等が存在し、隣接する周辺農地も小集団で耕作放棄され山林原野化し、農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの（ア）、その他の農地（第2種農地）に該当するものと判断され、転用する面積もおおむね妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。4番は、譲受人が申請地を資材置場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの（ア）のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。5番は、譲受人が申請地を駐車場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの（ア）のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

す。6番は、譲受人が申請地を中古車置場として利用するために、譲渡人より申請地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの（ア）のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われま

（議案第120号を議案書をもとに朗読）

議案第120号について補足説明をいたします。

1番は、借受人が新規に農業を営むために、貸付人より申請地を使用貸借するものであります。

借受人が確保する農業機械等の保有台数が9台、農作業従事日数が300日、通作時間10分及び営農計画（作目 ゴーヤー）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で34aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。2番は、譲受人が譲渡人より申請地の権利を取得するもので、3番は借受人が貸付人より申請地を使用貸借し、新規に農業経営を営むものであります。

申請人が確保する農業機械等の予定台数が2台、農作業従事日数150日、通作時間30分及

び営農計画（作目 野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で23 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。4番は、譲受人が譲渡人より申請地の権利を取得するもので、5番から7番は借受人が貸付人より申請地を使用貸借し、新規に農業経営を営むものであります。

申請人が確保する農業機械等の予定台数2台、農作業従事日数150日、通作時間10分及び営農計画（作目 野菜）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で21 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。8番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るために、譲渡人より申請地の権利を取得するものです。

譲受人が確保する農業機械等の保有数5台、農作業従事日数300日、通作時間10分及び営農計画（作目 ドラゴンフルーツ）等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で60 a で下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

（議案第121号を議案書をもとに朗読）

議案第121号について補足説明をいたします。

1番の非農地証明であります。申請地は30年以上前から畑として使用しておらず、周囲も農地ではありません。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われま

す。2番の非農地証明であります。申請地は20年以上前から畑として使用しておらず、また面積も小さい。今後も農地として使用することは困難であり、農地行政上も特に支障がないことから、現況証明・非農地証明取扱要領（平成23年3月15日農政第2121号改正）第2条第2項ウに該当すると思われ、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地でないことの証明が妥当だと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長（会長）

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。

（ 現 地 調 査 ）

議長（会長）

再開いたします。

議案第119号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について質疑に入りま

	<p>す。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。2番、どうぞ。</p>
2番	<p>議案第119号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。事務局から説明もあり、休憩をとって現場調査もいたしました。1、2、3、4番、いずれも露天資材置場ということで、いずれもしっかり道にも面している、隣近所とも特に問題は無いということで、迷惑になるようなこともなさそうでありますので、許可相当としたい。5番の露天駐車場、建物のすぐ傍で駐車場がないと不便ということで、6番が中古車置場。隣の中古車販売所のための展示場ということで、本員は1番から6番までいずれも許可相当としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第119号については許可相当と決めます。</p> <p>続きまして、議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。8番。</p>
8番	<p>1番のAさんからBさんへの使用貸借ですが、これは以前は何を作られていたんですか。</p>
事務局	<p>マンゴーですね。営農計画では。</p>
11番	<p>これからはゴーヤーでしょう。</p>
事務局長	<p>今後はゴーヤーということになっていますね。現在マンゴーが植え付けされているようですけれども。</p>
8番	<p>せっかくハウスをやっていたのに、Aさんができなくなったのかなという。ハウスつくる前はやっぱりそういう経営的にもうまくいかないのもあるのかなと思って。もう1点、質問いいですか。</p>
議長（会長）	<p>どうぞ。</p>
8番	<p>9ページの8番のCさん、Dさん、所有権持分移転ですか、これは財産分与というか、遺産相続ということでしょうか。</p>
事務局長	<p>3名の共有名義で、持ち分3分の1ずつあったんですけれども、その3名ですね。1人分を</p>

	Dさんに移すと。Dさんが3分の2を取って、あと1人共有者がいらっしゃるんですけども、贈与とか相続とかではないです。以前に相続はこの3名で受けておりました。
8番	耕作面積5,755㎡とありますよね。この辺。
事務局	このDさんの。
事務局長	西原町でも。
事務局	はい。両方合わせた耕作面積ですね。
8番	Cさんの？
事務局長	Dさんですね。譲受人の下限面積ですから。
8番	わかりました。
事務局長	西原町で大分持っていますね。西原町でも4筆持っています。
	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。8番、どうぞ。
8番	議案第120号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。事務局より提案理由の説明を受けまして、休憩をとり現場調査もいたしました。1番から8番まで、許可要件を満たした内容で、下限面積も十分ですし、譲受人、借受人の方も今後農業振興に十分貢献できそうな営農計画になっていますので、本員は許可としたいと思います。以上です。
議長（会長）	ただいまのご意見に異議ございませんか。
	「異議なし」の声あり
議長（会長）	異議なしでありますので、議案第120号については許可といたします。 続きまして、議案第121号 非農地証明交付申請の承認について質疑に入ります。質問等がありましたら、どうぞ。
	「進行」の声あり
議長（会長）	進行の声がありますので、進行いたします。 どなたかご意見をお願いします。3番どうぞ。

3番	<p>議案第121号 非農地証明交付申請の承認についてであります。事務局から説明を受け現場調査もいたしました。1番に関しては30年以上前から、2番に関しても20年以上前から畑としてはやってないということですが、現場調査をしても農業をやった形跡が全然見受けられないし、また農業にはちょっと難しいところだと思いますので、本員としては非農地としてそのまま承認したいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第121号については非農地として承認いたします。続きまして報告第43号について事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは報告第43号についてご説明いたします。</p> <p>（報告第43号を朗読する前に以下を説明）</p> <p>市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は5条の届出が1件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。</p> <p>（説明後議案書をもとに朗読）</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	<p>以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。第30回農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会 16時30分</p> <p>中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。</p> <p>中城村農業委員会会長 新垣 秀 則</p> <p>議事録署名人 7番委員 安里 健 一</p> <p>議事録署名人 8番委員 比嘉 盛 安</p>